

議員提出議案第1号

渋川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり渋川市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成31年3月26日

渋川市議会議長 石 倉 一 夫 様

提出者 議会運営委員会

委員長 望 月 昭 治

別紙

議員提出議案第1号

渋川市議会委員会条例の一部を改正する条例

渋川市議会委員会条例（平成18年渋川市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中ケをコとし、エからクまでをオからケまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 危機管理監の所管に属する事項

第2条第2項第2号ア中「農政部」を「産業観光部」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとする。

第2条第2項第3号ア中「保健福祉部」を「福祉部」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ スポーツ健康部の所管に属する事項

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

市の組織機構の変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務市民常任委員会 6人 ア～ウ (略)</p> <p><u>エ</u> 危機管理監の所管に属する事項 <u>オ</u> 会計課の所管に属する事項 <u>カ</u> 選挙管理委員会の所管に属する事項 <u>キ</u> 公平委員会の所管に属する事項 <u>ク</u> 監査委員の所管に属する事項 <u>ケ</u> 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項 <u>コ</u> 他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 経済建設常任委員会 6人 ア <u>産業観光部</u>の所管に属する事項</p> <p><u>イ</u> 建設部の所管に属する事項 <u>ウ</u> 水道部の所管に属する事項 <u>エ</u> 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 教育福祉常任委員会 6人 ア <u>福祉部</u>の所管に属する事項 <u>イ</u> <u>スポーツ健康部</u>の所管に属する事項 <u>ウ</u> 教育部の所管に属する事項</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務市民常任委員会 6人 ア～ウ (略)</p> <p><u>エ</u> 会計課の所管に属する事項 <u>オ</u> 選挙管理委員会の所管に属する事項 <u>カ</u> 公平委員会の所管に属する事項 <u>キ</u> 監査委員の所管に属する事項 <u>ク</u> 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項 <u>ケ</u> 他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 経済建設常任委員会 6人 ア <u>農政部</u>の所管に属する事項 <u>イ</u> <u>商工観光部</u>の所管に属する事項 <u>ウ</u> 建設部の所管に属する事項 <u>エ</u> 水道部の所管に属する事項 <u>オ</u> 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 教育福祉常任委員会 6人 ア <u>保健福祉部</u>の所管に属する事項</p> <p><u>イ</u> 教育部の所管に属する事項</p> <p>(4) (略)</p>